

組合員各位

トヨタ関連部品健康保険組合

あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費の
支給申請方法変更について

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、従来あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅうの施術料については、患者が窓口で自己負担分を支払い、自己負担分を除いた施術料は療養費として当組合から鍼灸師等にお支払いをしておりました。

この度、健康保険法第87条の療養費の原則に基づき、下記のとおり取扱いを変更しましたのでご通知申し上げます。

記

1. 変更時期

2018年4月施術分

2. 支払方法

償還払い（窓口で施術料の全額を支払い、被保険者が健保に療養費の申請を行う方法）

3. 申請方法

（1）施術料の全額を窓口で支払い『領収書』の交付を受けます。

（2）鍼灸師等に療養費支給申請書内『施術内容』の証明を受けます。

（3）以下の必要書類を揃え当組合に提出してください。

【①療養費支給申請書 ②医師の施術同意書（原本）③領収書（原本/要領収印）】

（4）当組合にて審査のうえ支給決定を行います。

※他医療機関との併用確認等のため、お支払いは最短で施術月から3ヵ月後となります。

4. 留意事項

異なる支払方法にて申請があったものは申請書を返戻させていただきます。
お手数ですが、償還払いにて再申請をお願いします。

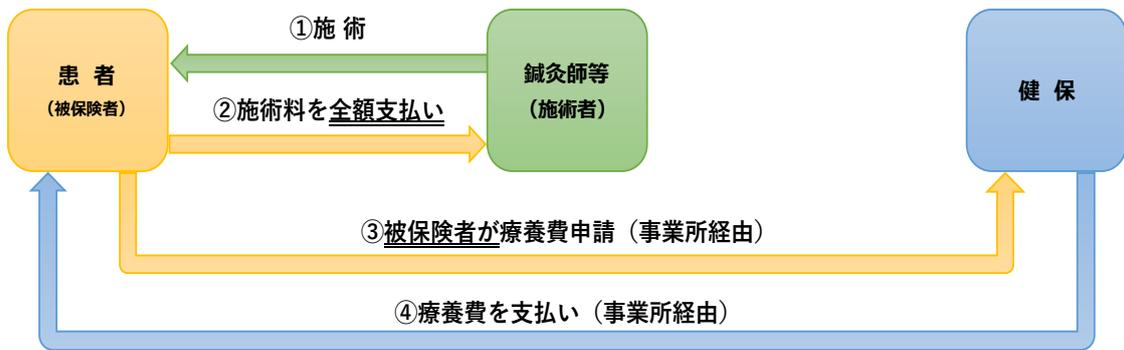
なお、支払方法・申請方法の詳細い内容については次面を参照ください。

(参考1) あはき療養費 支払の流れ

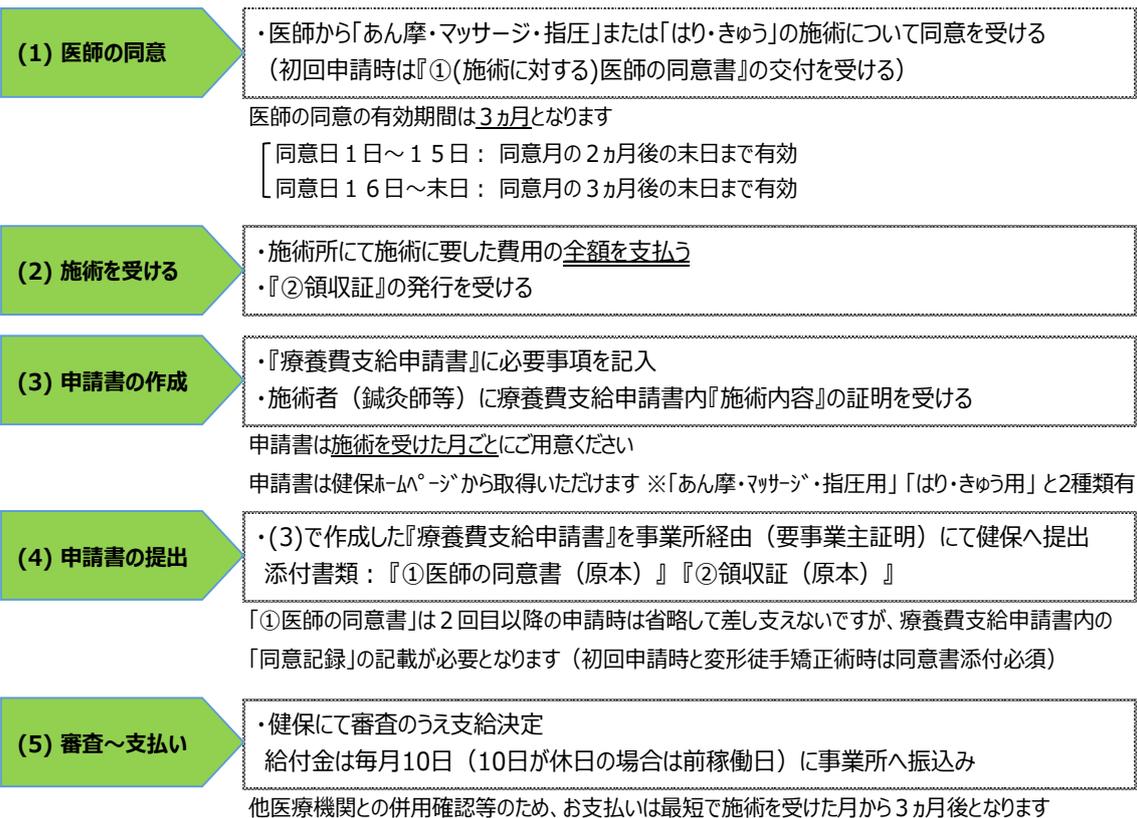
2018年3月施術分まで / 代理受領払い



2018年4月施術分より / 償還払い



(参考2) あはき療養費 償還払い申請の流れ



組合員の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をよろしく
お願いいたします。

【担当・問合せ先】 資格給付グループ (TEL:0565-41-7413)